死亡届がお済みになれば ＜令和８年度＞

名張市

死亡届を提出後の手続きについてご案内します。詳細は各担当窓口へご確認ください。
お手続きは「どこでもワンストップ」です。
（お越しいただいた窓口で、必要なお手続きを全て行うことができるよう、各担当職員が順に受付をいたします。）

手続きが必要な場合	手続きの内容	担当 ［窓口番号］
□死亡者が年金に加入又は年金を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・死亡者の年金証書 （自宅等にあれば） ・死亡者と生計を同じくしていた親族(優先順位あり) の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2 と金融機関の通帳	年金の手続きについて、お調べします。	保険年金室 ［ ③番 ］ （国民年金） TEL 63-2148 （国民健康保険） TEL 63-7445 （後期高齢者医療・医療費助成） TEL 63-7105
□死亡者が国民健康保険に加入していた場合 【持ち物】・資格確認書又は資格情報のお知らせ ・喪主の金融機関口座番号が分かるもの ・窓口に来る方の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2	・資格喪失の手続き ・葬祭費の請求手続き	
□死亡者が世帯主で世帯員が国民健康保険の加入者の場合 【持ち物】・資格確認書又は資格情報のお知らせ ・窓口に来る方の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2	・世帯主変更の手続き	
□死亡者が後期高齢者医療制度に加入していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・資格確認書又は資格情報のお知らせ ・喪主及び相続人の金融機関口座が分かるもの ・葬祭の確認ができるもの（会葬礼状、請求書・領収書等）	・資格喪失の手続き ・葬祭費の請求手続き	
□死亡者が福祉医療を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・受給資格証 ・相続人の金融機関口座が分かるもの	・受給資格証の返還 ・資格喪失の手続き	
□死亡者が65歳以上 又は 40歳以上65歳未満で要介護認定を受けていた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・介護保険被保険者証 ・死亡者が65歳以上の場合は、配偶者等相続人の金融機関口座が分かるもの	・介護保険被保険者証の返還 ・保険料の返還請求	介護・高齢支援室 ［ ⑤番 ］ TEL 63-7599
□死亡者が次のいずれかを所持していた場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・おもいやり駐車場利用証 ・タクシー券 ・燃料券 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・返還する手帳、受給者証、利用証、タクシー券、燃料券	・手帳の返還 ・受給者証の返還 ・利用証、タクシー券、燃料券の返還	障害福祉室 ［ ④番 ］ TEL 63-7591
□死亡者が障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・配偶者等の金融機関の口座番号（手当の未払分支給のため） ＜受取れる方の優先順位＞ ①配偶者 ②子 ③孫 ④祖父母又は兄弟姉妹	資格喪失届 （未支払金請求書）	

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点
又は 健康保険の資格確認書、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード ②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード（記載事項の変更のないものに限る） のいずれか

裏 面 へ 続 く

手続きが必要な場合	手続きの内容	担当［窓口番号］
□ 死亡者が児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者又は対象児童だった場合	手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	子ども家庭室 ［⑪番］TEL 63-7594
□死産届を提出された場合 または出生後２か月以内にお子様が亡くなった場合 【持ち物】窓口に来られる方の本人確認書類※1、妊産婦の個人番号確認書類※2、妊産婦の金融機関口座が分かるもの、母子健康手帳等	妊婦支援給付金の手続き	健康･子育て支援室 ［ ⑨番 ］TEL 63-6970
□ 死亡者が固定資産税の納税義務者であった場合 （土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。）	相続人代表者指定届	課税室（資産税担当） ［⑭番］ TEL 63-7437
□ 死亡者が市･県民税及び森林環境税の納税義務者だった場合	送付先変更等があれば、お問い合わせください。	課税室（市民税担当） ［⑮番］ TEL 63-7429
□ 死亡者が軽自動車税の納税義務者だった場合 （125 cc超のバイク、軽自動車については、名義変更等の手続き先をご案内します。）	原付（125cc以下） 小型特殊自動車 について、 名義変更、廃車の手続き 【持ち物】 ･窓口に来る方の本人 確認書類※1 ･廃車の場合は、ナンバープレート、標識交付証明書	課税室 （軽自動車税担当） ［⑯番］ TEL 63-7746
□ お住まいだった家が空き家になった場合 空き家の管理･利活用（賃貸や売却）･解体の方法について、お決まりでない方や、お悩みの方は、ご相談ください。		住宅室 4階［⑦番］ TEL 63-7740
□ 死亡者が東山墓園の使用者だった場合 ･一般墓所の使用者だった場合は、承継手続きが必要です。 ･合葬式墓所の生前使用許可を受けている方であった場合は、祭祀主催者がご遺骨を埋蔵される際に埋蔵の届出が必要となります。		環境対策室 4階［③番］ TEL 63-7492
□ 死亡者が世帯主だった場合 【持ち物】窓口に来る方の本人確認書類※1	世帯主変更の手続き	戸籍･ 住民登録室 ［ ②番B ］ TEL 63-7440
□ 死亡者が印鑑登録証（赤い手帳）を持っていた場合	印鑑登録証の返還	
□ 死亡者がマイナンバーカードを持っていた場合	（返還は不要です）	

※1 本人確認書類　とは･･･　マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの　１点
又は　健康保険の資格確認書、年金手帳など　２点

※2 個人番号確認書類とは･･･ ①マイナンバーカード ②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード（記載事項の変更のないものに限る） のいずれか